

令和6年第1回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和6年3月 5日

本日の会議 令和6年3月22日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	2番 藤 田 明 美 議員	3番 岡 田 義 晴 議員
4番 八 木 亮 三 議員	5番 松 林 敏 議員	6番 西 田 健 議員
7番 浦 川 圭 一 議員	8番 中 村 美 穂 議員	9番 安 部 都 議員
10番 金 子 恵 議員	11番 山 口 憲 一 郎 議員	12番 堤 理 志 議員
13番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美 也 子 君
係 長	江 口 美 和 子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆ かり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	健 康 保 険 部 長	森 川 寛 子 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	山 本 昭 彦 君	総 務 課 長	荒 木 隆 君
財 政 課 長	北 野 靖 之 君		

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 13時39分

令和6年第1回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和6年3月22日（金）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	4	長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	※総務
2	5	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	6	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総務
4	7	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
5	8	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※総務
6	9	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※総務
7	10	長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
8	11	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	※総務
9	12	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	※総務
10	13	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	※総務
11	14	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※産業
12	15	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	※産業
13	16	長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	※産業
14	17	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	※産業
15	18	令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）	※総務 ※産業
16	19	令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
17	20	令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※総務
18	21	令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
19	22	令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産業

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。委員会審査、お疲れさまでした。

ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第4号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から、日程第14、議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例までの14件を一括議題といたします。ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○10番（金子恵委員）

それでは総務厚生常任委員会に付託されました議案について、ご報告を申し上げます。審査日は令和6年3月11日から15日まで、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。まず、議案第4号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2が廃止されることに伴い所要の改正を行うもの。改正の概要は、法別表第2の第2欄の事務が特定個人番号利用事務に、同表の第4欄の特定個人情報を利用特定個人情報にそれぞれ定義をされるということに伴う改正である。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条本文に規定する日から施行するという内容でした。主な質疑としては、条例改正が行われた場合、改正前と後で利用する住民に何らかの変更を伴うのかに対し、改正内容は、独自利用に関するもの、町内の連携に関するもの。取り扱いはこれまでと変わらないため、住民等を含め手続きの変更はないとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を報告します。昨今の社会経済情勢や類似団体等の状況に鑑み、長与町特別職報酬等審議会における答申を尊重し、町議会議員の報酬月額を改定するもの。昨年11月17日に開催した特別職報酬等審議会において、報酬額の過去の改定経緯や社会経済情勢の動向、人口、産業構造が似通っている類似団体、その他県内8町の状況などを参考に議員報酬について諮問を行った。会議では、類似団体や近隣町との比較、議会の活動状況、財政状況や改定した場合の影響、町長の給与との比較などを基に2回にわたり審議した。その結果、本年1月29日に令和6年4月から報酬月額の増額改正を行うことが妥当であるとの答申を受け、今回提案した。条例の施行日を令和6年4月1日としているとの提案でした。主な質疑としてさまざまな影響、比較な

ど議論したということだが、その論理でいくと今後行政三役が引き上げになった場合、議員報酬も比率により再度改定の俎上に上がるということになるのかという質疑に対し、全国町村議会議長会の議員報酬標準案が、首長給与月額と比較して何%相当がおおむね妥当という報告がなされている。これを踏まえて今回の改定基準になっている。今後社会情勢の大きな変化等を踏まえ改定の必要が出てきたときには、三役も含めたところで再度議論をする。以下は議員の皆さままで読んでいただければと思います。以上慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を報告いたします。中央教育審議会から発出された令和の日本型学校教育が目指す、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、学識経験者、学校関係者、保護者とさまざまな立場からの意見を参考にし、本町における義務教育学校制度をはじめとする新しい義務教育の在り方を検討していくため、長与町あたらしい学校づくり検討委員会を附属機関として新たに追加するもの。委員の構成は10人以内、任期は2年としている。なお、施行期日を令和6年4月1日としているとの内容でした。主な質疑は、第6号以降、重要な部分だけを読み上げさせていただきます。主な質疑として、設置する以上は目標を定めていくと思うが、どのような手法で不登校や学力向上等、懸案事項を解決していくのかの質疑に対し、中1ギャップ、これは中学校入学段階で集団の適応が難しくなる生徒も複数いる。そこは連携だけではなく、小中一貫教育などの取り組みが必要になってきている。また、幼稚園、保育所、小学校との連携についても不登校の動向、集団への適応が難しい児童生徒が数多く見られるため、取り組みの手法を変えていくことを考えている。その他、小学校高学年段階での教科担任制の導入、義務教育学校制度を研究しながら進めていきたいと考えているとの答弁でした。以上慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告申し上げます。別表の教育委員会の部に長与町あたらしい学校づくり検討委員会の報酬額を加えるもの。施行期日は令和6年4月1日としているとの内容でした。主な質疑としては、任期が2年だが会議は年間何回開催する予定かに対し、年間4回を考えているとのことでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について報告を申し上げます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。法の条文で使用されていなかった接近禁止命令や退去等命令の用語が定義されたことから、条例中これらを引用している部分について改正するもの。なお、附則については施行期日を令和6年4月1日からとしているとの内容でした。主な質疑としては、特記すべきはありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第9号長与町介護保険条例の一部を改正する条例について報告を申し上げます。長与町高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改定等について提案するもの。第14条第1項は、適用期間を令和6年度から令和8年度までとし、第1号から第13号までに掲げる第1号被保険者の保険料を第9期計画で定めた額にそれぞれ改定する。併せて低所得者保険料軽減に係る保険料についても改定を行う。また、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合について、第1号被保険者の区分が13段階に変更されたことに伴い所要の改正を行う。附則については、施行期日を令和6年4月1日とし適用区分を定めているとの内容でした。質疑としては特記すべきものはありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第10号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございましたので一括して質疑を行いました。主な内容として、議案第10号から議案第13号自体は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い所要の改正を行うもの。第10号の改正趣旨は、居宅介護支援事業所における効率的なサービスの提供および高齢者虐待防止の推進を行うもの。主な内容は、ケアマネジャーの人員基準の改正、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化を追加するもの。附則では、施行期日を令和6年4月1日とし、第2項の改正規定および附則に1項を加える改正規定は公布の日から施行。新条例の附則第2項および第3項の規定は、令和3年4月1日から適用、重要事項の掲示に係る経過措置を令和7年3月31日までとしている。次に、第11号の改正趣旨は、指定介護予防支援事業所の指定についての改正や高齢者虐待防止の推進を行うもの。主な内容は、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業所の指定を受ける場合の人員配置についての規定や身体拘束等の適正化の推進に係る規定を追加するもの。附則では、施行期日を令和6年4月1日とし、重要事項の掲示に係る経過措置を令和7年3月31日までとすることとしているとの内容でした。主な質疑として、身体的拘束についての事項が書かれてあるが、これまでどう変わるのかに対し、明文化することで身体拘束について規制をしていくという改正になっているとの答弁でした。以上慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第13号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。こちらに関しましても関連がありましたので、一括して質疑を行いました。まず、主な内容として、第12号および13号の改

正趣旨は、医療と介護の連携の推進や感染症などへの対応力の向上、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり、高齢者虐待防止の推進などである。第12号の主な内容は、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束の適正化の推進、書面掲示規則の見直し、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携のための改正などである。附則については第1条において、施行期日を令和6年4月1日とし、第2条から第17条においては経過措置を規定している。次に第13号の主な内容は、管理者の兼務範囲の明確化、書面掲示規制の見直し、身体拘束などの適正化の推進、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携に伴う改正などである。附則は第1項において施行期日を令和6年4月1日とし、第2項から第7項において経過措置を規定しているとの内容でした。主な質疑としては、全国的に医療機関との連携体制の構築がなされていないところが多いのではと思うがどう考えるかに対し、感染症拡大など緊急時の対応をしっかりとっていくという考えのもと、規定がより明確化されたと考えているとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第4号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○8番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和6年第1回本会議におきまして、産業文教常任委員会に付託された議案について報告いたします。審査日は令和6年3月11日から15日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査いたしました。議案第14号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由、主な内容として、令和5年5月19日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。改正の内容については、法の条文で使用されていなかった接近禁止命令などの用語が改正後の法に定義されたことから、条例中入居者の資格において引用している部分を改正するもの。施行期日を令和6年4月1日とする。以上の説明がありました。主な質疑として、条例の改正が行われることで運用について何か変わるのかに対し、配偶者からの暴力を受けている人が優先的に入居できるという内容に変わりはないという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由、主な内容は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。改正の内容は、占用料の額を定める別表を改めるもの。令和6年4月1日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、今回の改正でどれくらい増額になる試算かに対し、70万円ほど増額になる見込みであるという答弁でした。固定資産税の評価額等を考慮して算定されると思うがその考え方と、時津町、長崎市と同じくらの設定なのかに対し、道路法施行令の中に第1級地から第5級地までにランク分けしており、本町は時津町、長崎市、佐世保市、大村市、島原市と同じ第3級地であるという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の提案理由、主な内容は、嬉里・丸田地区計画と長与港地区計画を本条例の適用区域として追加するもので、それぞれの地区整備計画における建築物等に関する制限事項を別表に追加する。施行期日は令和6年4月1日とする。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、長与港地区は準工業地域であると思うが用途制限を設ける理由は何かに対し、準工業地域は建築できる建築物の種類が広いため、町の工場等設置奨励条例の目的に即さない土地利用がされないよう建物の用途を制限するという答弁でした。柵や生け垣の制限を設ける理由は何かに対し、嬉里・丸田地区に設定しているが、塀が高いと閉塞感や圧迫感があるため、見通しのよい開かれた団地を形成するために設けているという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由、主な内容は、長与町下水道事業における事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。排水人口3万7,100人を3万7,200人、排水区域面積875.36ヘクタールを878ヘクタールに改めるもの。令和6年4月1日から施行するという説明がありました。主な質疑といたしまして、区域の見直しを行った理由は何かに対し、高田南土地区画整理事業区域内の区域の見直しを長崎市と協議した際に、長崎市と長与町が隣接している区域の見直しも一緒に行ってはどうかという打診があったため、それに伴い行ったという答弁でした。開発が行われている所はどのタイミングでこの条例に反映されるのかに対し、区域変更の反映のタイミングは開発が終わった時点としているという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第14号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第4号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

4番、八木議員。

○4番（八木亮三議員）

私は議案第5号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。最初に申し上げておきますが、私は議員報酬の増額そのものには反対ではありません。昨年9月に本町議会運営委員会が実施した報酬に関するアンケートに対しても、増額の方向で見直しを行うべきと回答いたしました。理由としては、現在の報酬は20年以上改定されておらず、この間に消費税や物価が大きく上がっていること。また、公務以外の議員活動に係る全ての経費が私費であること、町議選挙が断続的に無投票になるなど、この議員のなり手不足の改善につながる可能性があることなどがあります。適正な報酬額については長与町特別職報酬等審議会にて協議、検討を行っていただきたいということも当該のアンケートへ回答に書き添えました。その上で今回の報酬増額に反対いたしますのは、報酬改定のための特別職報酬等審議会の開催が、報酬改定について議会として何も結論を出していない昨年7月の段階で安藤議長から町長へ公文書によって依頼されていることが、議会を軽視した議長の独断専行に当たると考えることが最大の理由です。議会運営委員会は昨年5月に議長からの諮問を受け、先ほど述べた全議員への報酬に関するアンケートを9月に実施するなどしていますが、町に特別職報酬等審議会の開催を求めるかどうかやその適切な時期などについて正式な結論、答申は出しておらず、当然、全員協議会などの場での合意形成も行われておりません。そのような民主的プロセスを経てない中で、議員へのアンケートすらまだ実施されていない昨年7月の段階で議長が既に審議会の開催を町へ依頼していたのであれば、我々議員が9月に議会運営委員会のアンケートに回答したのは一体何のためだったのでしょうか。本議案についての総務厚生常任委員会での審査の際に、質疑において執行部は、あくまで長与町特別職報酬等審議会の結論に基づいて今回の増額改定の議案を提出したのであり、提案するかどうかなどを事前に議会と調整やすり合わせを行っていないということを確認しております。町は特別職報酬等審議会が開かれれば、その結果が増額であれ、減額であれ、現状維持であれ、その結論を最大限に尊重するのが前提となっており、例え議会が報酬の増額改定を望んでも議会側が出せる唯一の結論は、町へ当該審議会の開催を依頼するかどうかまでであり、その後は審議会の決定およびそれを受けての町の判断に任せることになります。厳密には議会自らが報酬改定の議案を提出するという選択肢もありますが、予算の調整権および執行権のない議会が自分たちの報酬を上げる議案を自ら提案することは現実的にはほぼあり得ませんので、審議会の開催を町へ依頼するかどうかこそが、本来全議員の合意によって決めるべき重要な結論ということになります。それにも関わらずアンケートすらまだ取っていない7月の段階で、議長名で報酬等審議会の開催が町へ依頼されているのは、議会の合議制を軽視した行為だと考えます。そもそも議長は昨年5月の臨時会での議長志願者としての所信表明において、議員報酬等に関する見直しなどを諮問するための特別委員会を適切な時期に設置すると明言しており、自身でそのような民主的プロセスを公約として挙げながら、その実行前に報酬等の見直しを町へ依頼しているということであり、本議

案に賛成をするということは、このような議長の判断を今後も容認するということになりかねません。確かに本町議会議員の報酬は長年改定されておらず改定は検討すべきですが、そもそも我々議員は自らの報酬額を知っての上で議員になりたいと自ら立候補して議員になったのであり、なり手不足を解消するためには3年後の次回の町議選挙までに改定すればいいのであり、殊更に急いで増額する必要はありません。実際に来月執行予定の長与町議補欠選挙は1議席に対して、6人から7人の立候補予定者がいると言われており、なり手不足とは言いがたい状況です。もし先日の候補者説明会の参加者がゼロだったのであれば、このタイミングでの報酬増額がなり手不足解消を根拠とし得たかもしれませんが、現実にはなり手はいると言える状態です。急ぐことなく本来踏むべき順序や手続きを踏んでいけば、本町議会が報酬改定について協議しているということや、協議の結果町へ審議会の開催を依頼するに至ったということ、改定の是非は、金額を決定するのは第三者的立場の報酬審議会であることなど、改定までの経緯や経過、根拠などを段階的に丁寧に町民に報告するなどして町民への説明責任も果たせ十分な理解を得られたはずですが、先の町議選からわずか1年足らずで経緯を説明することもなく、議長の依頼によって開催された特別職報酬等審議会の結論に基づいて報酬を増額することは、たとえ町からの提案であっても町民から非常に恣意的な動き、いわゆるお手盛りという目を町と議会が向けられても仕方なく、議会への信頼を揺るがしかねません。また、4月の選挙は町長選挙と同時であります。出馬を明言している現職の町長が選挙直前に議員の報酬を上げるというのは、町長に何ら他意がなくとも何らかの意図を感じる町民がいても不思議ではなく、町長にとっても議員にとっても誤解を受けかねない不適切なタイミングであると感じます。以上のように報酬増額の経緯や時期について大きな疑義があり、賛成できませんので反対いたします。最後に申し添えますが、長与町特別職報酬等審議会の皆さまにおかれましては、開催の依頼を受けて慎重に協議し、町長へ答申するというその責任を全うされただけでありますので、何ら異議は持っておりません。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

私はこの議案第5号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論を行います。私は昨年の12月議会より前は、議員報酬引き上げの条例改正に反対の立場を表明してまいりました。長期化する不況とデフレによる住民生活実態を考慮してのことです。しかし、この間二度の無投票、また、町議選に関して公費の詐欺容疑で候補者が被害届を出されるなど、議員のなり手問題を真剣に考えざるを得ない状況が続きました。こうしたなり手不足の要因に、幾つかあると思いますが、私は二度にわたって議員定数が4名、そして4名、合計8人削減され当選

へのハードルが高くなったことに加え、議員年金の廃止やまた別の収入がないと生活の維持が非常に困難である、そういう報酬額にあると考えます。こうしたなり手不足は住民に一番身近な地方自治の場である議会の土台を危うくするものであり、報酬の改善は必要との考えに至りました。現在、議長から議会運営委員会に議員報酬の在り方について諮問を受け、議員各位の意見聴取、過去の議会での議論の資料などを調査してきました。同時期に議長から町に対し、特別職報酬等審議会の開催を要望したとのことであり、議運での審議、審査が先か、第三者機関が先か、私も自問自答したことがありますが、特段定めがないため今回のように並行して議論するという事は、実態としてありうると考えます。また、議運と議会が議論を先行させ、方向性を示したのちに報酬等審議会が開かれるケースを想定した場合に、当然直近の議会の意向を資料として要求があり提出することになります。そうなった場合に報酬等審議会の議論の方向性に議会の意向が影響を与えてしまいかねず、議会での議論を待ってからという順序立てが必ずしも正しいのかということ、言いがたいと感じております。報酬等審議会の議論は、類似団体との比較や議会の活動量などを客観的に判断し答申を行う。これに対し議会での報酬論議は仮に報酬が上がった場合、それをどのような議会活動、議員活動として、住民に還元していくことにつなげていくか、これが議会における報酬論議の本当の意義だと考えております。報酬額が現状維持か、上がるのか、これは採決してみないと分かりませんが、引き上げになった場合、これからの議会活動が住民に評価されるよう努めていく必要が今後さらに出てくると考えます。それからそもそも私は議員報酬引き上げで議会全体の意見集約ができたとしても、議決権という議会の権限を自ら使い報酬を上げる、いわゆる公権力の行使、これは極めて抑制的、慎重であるべきと考えております。従いまして、議会で意見集約の最終結論を行う前である今回の報酬等審議会の答申を踏まえた議案上程を尊重する立場から、賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

7番、浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

議案第5号について、反対討論を行います。今回の議員報酬を増額するという条例改正案につきましては、議長より町長に長与町特別職報酬等審議会の開催を要請する申し出があり、審議会が開催され、その答申に基づくものだと考えております。報酬を上げるべきだとする答申の結果につきましては、委員各位の評価に感謝を申し上げるところでございます。しかしながら、ここで反対の討論をさせていただくのは、今回の報酬等審議会の会議が開催されるに至った経緯に疑問を持っておりまして、基本的には審議会の開催は、町長が議員の報酬の額ならびに三役の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときに審議会を開催し、意見を聞くものとするという趣旨が長与町特別職報酬等審議会規則に示されております。今回のように議長など報酬の支給を受ける側の当

事者から、申し出を受けて開催されるような会議ではないと思っております。また、今回の議長による会議の開催依頼の申し出については、合議制を基本とする議会で全議員による合議が行われ議員の総意または多数をもって提出されたものではありません。内容について議員各位に示されたものではないため、提出された文書の開示請求を行い確認したところ、令和5年7月31日付で議会の公文書の発送番号206号で、町長宛てに議長の公印が押された文書が提出されておりました。議長の独断で提出された文書が、なぜ公文書となっているのかも理解できませんし、冒頭申しましたとおり、本議案が議長個人の申し出がきっかけで提案され、そのことが本条例案の提案につながったものと考えれば賛成できるものではないと思っております。それから審議会開催依頼の約2カ月前の令和5年5月29日付けで議長より、議会運営委員長宛に議員定数、議員報酬などについて協議を求める諮問が行われています。このことはほぼ同時期に議会運営委員会、報酬等審議会議員報酬について協議を行ってきたということです。しかしながら、議会運営委員会からは、現在までにその答申案なども示されておきませんので、まだまだ協議の途中と思っております。案などが示された場合には、私ども議運以外の議員にも発言の機会が頂けるものと思っておりますので、そういったものを交えた協議を経て答申がまとまるものと思っております。新たな報酬案については、議会および報酬等審議会、双方の答申結果を照らし合わせ決定するべきと考えておりますので、今回の報酬についてのみ変更するという改正案については、議会側の議長諮問について協議中という状況から現状では反対といたします。また昨年4月に実施された町議会議員選挙においては、誰一人現行の議員報酬の水準が低い、安いなどそのことを争点に挑んだ議員はいませんでした。私自身、現行の報酬に納得し妥当と思ひ立候補させていただきました。1年もたたないうちに報酬を上げるという条例案には正直戸惑っております。報酬審議会の結果も尊重しなければならないと思いますが、本条例案の施行実施日を現議員の任期終了後の3年先の5月からということも考えてよいのではないかと考えています。最後に、今回の定例会における予算審議の中の一例ですが、公共施設の空調設備の老朽化に伴う整備費が計上されておりました。複数ある部屋の空調について修理、取り替えを必要とするが、今年度は予算の都合で1部屋分しか整備できない。複数年かけて整備するとのことでありました。やるべき対象はたくさんあるが、予算が確保できなくてできないということでありました。議員各位それぞれの考えがあると思いますが、町の厳しい財政事情の中で、優先されるべきはこういう事態の早急な対応であって、議員報酬の増額では決してないと思っております。以上4つの理由で反対といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

10番、金子議員。

○10番（金子恵議員）

議案第5号について、賛成の立場で討論いたします。今回の条例改正は、長与町特別

職報酬等審議会の答申を基に町長が条例改正案を上程するという流れにより決定されました。広範な角度から慎重な検討を行った結果として、改定することが適当との答申を受けたことによるものであり、その決定を尊重し、敬意を払う意味でも重要視するべきであります。報酬引き上げに関し、議長諮問により議会運営委員会内での協議、また、各議員にアンケートを実施することでその考え方を確認しました。多くの議員が報酬引き上げには賛成の立場であり、その必要性は認識していたものと思われます。その中で報酬等審議会が町長によって設置されましたが、議員報酬が議会によって増額されるお手盛りへの批判から、この審議会が全国的に設置されるようになったことを考慮すれば、審議会で決定していただいたことは自然な流れと感じています。この審議会は、特別職の報酬について公正な立場から客観的に判断するために設置されたものであり、学識経験者を有する町民で構成されており、報酬等の改定に関する必要な調査と意見収集を行います。具体的には町三役の給与、議員の報酬額など重要な役割を果たしています。その反面、議員が自ら報酬を決定する場合、透明性に欠け、また、町民が議員の報酬額決定の理由や根拠を十分に理解いただけない場合を考えると、公正なプロセスを通じて報酬を審議し、町民に対して透明で説明可能な情報提供することが役割でもあります。今回、議長より現状の報酬が適正かという内容で開催依頼をしましたが、そこは報酬の上げ下げを依頼するものではなく、現状の報酬の適切性だけを問うものであります。依頼をしても町長の判断によるものであり、必ず設置されるというものではありません。しかし、議会の長として今後の議会、議員活動を見据え依頼したものであり、平成23年以来13年ぶりに開催されたことには、大いに意義のあることだったと思います。また、議会運営委員会に諮問された内容も同様で、議員報酬と定数に関し、社会経済情勢、類似団体などとの比較による適正性を求めるものでした。反対討論の中で縷々ありましたが、今回報酬改定が提出されましたが、議会運営委員会の諮問内容としては報酬の金額を決めることを最終の報告としてされたものではなく、現在も現況がどのようなものかいまだ継続して協議をしている段階であり、議会運営委員会が軽視されているとしか言わざるを得ません。議員は政治家であり、経済学や給与評価についての知識を持つとは限りません。そのため報酬の適正な水準を判断するのは難しいと考えると、ここで決定された内容は十分に意義のあるものと考えていますし、今後も粛々と協議していきます。この審議会から提出された答申の付託意見に、改正に伴い議員活動が活性化され町の発展につながることに期待するとありましたが、議会の最も重要な役割であるチェック機能を果たし、それぞれの議員がしっかりとした仕事をする。そして、担い手育成の一助として今回の報酬改正は妥当と考え、本議案に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

13番、竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

私は議案第5号について賛成の立場で討論いたします。私は今、同僚議員の反対討論を聞きながら私もちょっと作成をしたんですが、ちょっとつじつまが合わないところがありますけど、お許しいただきたいと思います。同僚議員の反対討論によって、住民の皆さまに誤解を招く言動があると今感じています。あえて今回の経緯について報告をしたいと思います。昨年5月より議長公約にありましたように議員定数問題、報酬問題、ICTタブレット問題、3件についての諮問があり、諮問機関であります議会運営委員会にて3点の問題について審議を開始をいたしました。このうち議員報酬問題につきましては、皆さまご案内のとおり全国的に議員なり手不足解消の対策を議会としても考えるべきと判断し、全国の報酬について、平成28年に設置されました議員報酬に関する調査特別委員会資料を基に精査を行いました。その審査において他市町の報酬についての現状、動向についてを審査をする中で、長与町におきましては平成12年より現在に至るまで28年間にわたり、特別職報酬等審議会が一度しか開催をされていないことが判明し、議会としても行政としても社会問題となっているなり手不足対策について真剣に審査をする必要性を感じ、7月中旬に議長から町長に報酬委員会の開催の相談をしたと聞いております。その結果、町の方から文書で申し入れてほしいとの要請があり、文書を交付したと聞いています。なお、議会運営委員会においては審査を行い、資料として議長に中間の答申はしておりませんが報告をしております。その後、町側から資料の提供の打診があり、10月に資料を提供したと聞いています。また、議長が町に対する報酬審議会開催依頼文書にありますように、特別職報酬等審議会の開催要請だけで、値上げ、値下げについては言及をしておりません。また、報酬審議会は町長の諮問機関であり、あくまでも町長の判断の資料提供であります。国の人勸とは違い、報酬については町長の専決ではありませんが判断材料の一つであります。値上げの要請はしておらず、今回の上程議案も理事者側からの現状を考えた上程であると感じています。賛成反対は議員自身が決断することです。参考までに申し上げますが、報酬についてのアンケートは多数の方が現状に合わせた報酬を希望する、また報酬審議会の意向を尊重するというふうな回答でございました。以上のことから報酬審議会の意見を尊重し、本議案に賛成をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第5号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第8号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第9号長与町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第10号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第11号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第12号について反対の立場から討論を行います。

今回の条例は全文改正ではありますが、内容の改正も含まれております。ここで規定する事業所は常勤の管理者を置かなければならないとしつつ、管理上支障がない場合は、別の敷地にある施設の管理を併用しても差し支えないという規定の改定がされております。これは介護者の事故につながりかねないと考えます。まず、管理者の職務について、条例第30条で従業者を一元的に管理すること、指揮命令を行うものとされております。第7条では、指揮命令にする立場にある管理者がその場所にはいないケースが出てくる可能性があります。別の敷地の施設へ居ても構わない条件として管理上支障がない場合とありますが、担当課の答弁によりますと、この判断基準は事業所の判断ということでありました。所管から頂いた参考資料によりますと、この部分の改定理由は効率的

に運営する観点からとあります。介護者の命や健康を守るための規制を効率性優先のために緩和するという内容であり、同意することができません。以上の理由から本議案に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第12号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第13号について反対の立場から討論を行います。内容につきましては、12号で指摘をしましたものとほぼ同じ内容があります。効率性を優先し要介護者の命と健康を守るための判断、指揮命令に悪い影響を及ぼし事故の危険性が高まると考えますので、反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第13号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第14号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第16号長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

(休憩 10時34分～10時45分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15、議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）から日程第19、議案第22号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○10番（金子恵議員）

それでは議案第18号より報告を申し上げます。議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）の主な内容を報告いたします。企画財政部では、国の物価高騰対策および総合経済対策に基づく低所得世帯支援給付金事業の決算見込みなどに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、9,245万7,000円の減額。企業版ふるさと納税寄附金350万円を計上。総務部では、長与町公共施設等管理公社補助金423万5,000円の減額。これは管理公社の令和4年度の決算における繰越額相当分を令和5年度補助金から減額するもの。住民福祉部では、戸籍附票システムの改修が必要なことから、改修業務に係る戸籍総合システム改修業務委託料を計上。昨年7月から支給を行っていた3万円の低所得世帯支援給付事業に係る費用について、12月に申請等が終了したことから1,653万円の減額。健康保険部では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金1,908万円の減額計上。議会事務局では、議員の報酬および期末手当について議員16人の予算に対し15人の執行となったことにより1人分を減額計上。以上の説明がありました。

主な質疑として、企画財政部では、企業版ふるさと納税寄附金の活用事業の決め方などのようになっているかに対し、寄付を頂く企業より特定の分野で活用してほしいという申し出がある。また町からさまざまな事業への活用を提案する場合もあるとの答弁でした。次に総務部では、電算システム運用開発委託料は、令和6年度の定額減税の分に対応するとのことだが44万円で足りるのかに対し、定額減税に対しての基幹システム改修に対応。内容としては令和6年度分の個人住民税について、所得割から定額減税を考慮した税額計算と日割り計算への対応、画面や通知書、証明書等の帳票、他に業務連携や外部連携について定額減税、税額控除の追加、データ標準レイアウト、特定個人番号、個人情報番号の改番への対応などを行うとの答弁でした。次に、住民福祉部では、低所得世帯給付金は1,653万円の減額になっているがなぜかに対し、当初4,206世帯で予算を計上し、6月1日時点での世帯等に確認書を送付したが、12月までの申請は3,655世帯にとどまったとの答弁でした。次に健康保険部では、風疹抗体検査はクーポンを送った対象者のうち何%ぐらいの人が受けたのかの質疑に対し、検査実施は1,874人、41.2%。この制度は令和6年度が最終年度となっている、令和6年度も対象者には案内するようにしているとの答弁でした。議会事務局に関しましては、特

記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について報告をいたします。主な内容として、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,731万2,000円を追加し、補正後の総額を43億5,072万2,000円とするもの。歳入では、保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費の増額見込みにより1億2,393万8,000円を増額計上。歳出では、財政調整基金積立金1億681万5,000円を計上。以上の説明がありました。質疑に関しては、特記すべきものはありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。主な内容として、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ740万1,000円を追加し、補正後の総額を6億3,975万6,000円とするもの。歳入では、後期高齢者医療保険料は、当初見込みより増額した分を計上。保険基盤安定繰入金は、額の確定により減額計上。歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増額と保険基盤安定負担金の確定により歳入と同額を計上。以上の説明がありました。質疑としては、特記すべきものはありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、主な提案理由を報告します。保険事業勘定において既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、補正後の総額を31億3,617万4,000円とするもの。歳出では、介護給付費準備基金積立金として720万9,000円を増額計上。内訳は、介護保険保険者努力支援交付金719万9,000円および基金利子1万652円となっている。以上の説明がありました。質疑は、同じく特記すべきものはありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第18号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○8番（中村美穂議員）

議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）、産業文教常任委員会分割付託分の提案理由、主な内容は、建設産業部産業振興課では、繰越明許費補正として岡地区基盤整備事業負担金38万3,000円、三根地区水路修繕工事676万5,000円。三根地区水路修繕工事分は、JR九州との設計についての協議に日数を要し今年度工事着手に至らなかったため、工事費を次年度に繰り越すもの。歳入では、有害鳥獣の捕獲実績および予測数に応じて県補助金を44万7,000円増額計上。歳出では、三根地区水路修繕工事の設計内容見直しにより、工事費を202万5,000円増額。土木管理課では、繰越明許費補正として、長与中央線の舗装補修工事4,880万円、公園施設長寿命化事業5,100万円。どちらも国の令和5年度補正予算の交付決定によるもの。西高田線街路事業2億6,337万2,000円は、用地購入費および建物移転補償費で、移転先の確保などに不測の日数を要したため繰り越すもの。都市計画課では、繰越明許費補正として、長与町土地区画整理事業特別会計繰出金として1億8,013万9,000円、一括施工の実施工程上において令和6年度に繰り越すもの。教育委員会教育総務課では、歳出の教育振興基金積立金は3億円の積み立てと預金利息分。学校施設保守・清掃委託料およびGIGAスクール運営支援センター委託料の減額は、落札減によるもの。生涯学習課では、多目的研修集会施設整備事業は、屋根防水工事の事業費の減額に伴う地方債の減額。歳出は人事異動に伴い不要になった人件費や各種事業の事業費確定に伴う不用額の減額が主なもの。農業委員会では、歳入の農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、農地集積・集約化対策費補助金は、県の交付額決定によるものという以上の説明がありました。主な質疑については、主なものを報告いたしますので他は報告書をご覧ください。産業振興課では、有害鳥獣被害防止対策事業補助金が増えたのは、イノシシなどの数が増えたのかに対し、イノシシの4月から2月までの捕獲実績が163頭で、例年より少し多いという答弁でした。土木管理課では、西高田線の用地交渉はどのようになっているのかに対し、移転先の選定、移転の方法など6年度に契約できるよう交渉を進めている。公園の長寿命化対策工事を予定している公園はどこかに対し、池山公園、ニュータウン北公園、丸尾第3公園、西田児童公園、そよかぜ公園で遊具の更新を予定しているという答弁でした。都市計画課では、土地区画整理費の用地購入費1億9,070万9,000円の内容と今後についてはどうなるのかに対し、西彼土地開発公社で先行取得しているふれあいセンター上段のグラウンド用地の面積の一部を買い戻すもの。今後も部分的に買い戻していきたいという答弁でした。教育総務課では、要保護、準要保護生徒就学援助費が大きく減額されているが、当初の予定人数から減となった人数は何人かに対し、当初の予定人数は小学校5校分で326人、中学校3校分で169人。小学校33人、中学校23人の減となっている。生涯学習課では、長与町ロードレース大会運営補助金が減額されているが中止の理由と今後についてどうなるのか

に対し、コロナ禍で実施できず現在に至っている。スポーツ協会が主催だが実行するのが難しいと言われているという答弁でした。農業委員会については、特記すべき質疑はありませんでした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由、主な内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億7,056万3,000円を追加し、予算総額を14億6,138万円とするもの。繰越明許費6億4,330万円は、令和5年度分の事業費の一部と国の追加補正に伴う増額分を併せて繰り越すもの。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、保留地処分金が約7,000万円減額された理由は何かに対し、4宅の保留地の販売と付け保留地2件を予定していた。契約が済んだものもあるが、歳入が確定しないため減額した。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第18号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第19号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案が委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第20号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第21号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第22号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第23号令和6年度長与町一般会計予算から日程第26、議案第29号令和6年度長与町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○10番（金子恵議員）

それでは議案第23号令和6年度長与町一般会計予算の総務厚生常任委員会に分割付託されました部分の主な内容等報告をいたします。令和6年度一般会計予算は骨格予算として編成。総額147億6,970万6,000円で、前年度比2.2%の増額予算とな

っている。総務部総務課では、役場全体の郵便料や配送料として1,641万6,000円を計上。地域安全課では、高田南土地区画整理事業地内の防犯灯設置に791万7,000円を計上。情報政策課では、国が示す標準基準仕様のシステムに変更し、令和8年度からの稼働に向けた移行作業に7,212万円を計上。秘書広報課では、広報ながよ印刷製本費が印刷単価の上昇により214万9,000円を増額して計上。契約管財課では、公用車リース料660万1,000円を計上。次に企画財政部財政課では、本年度の財源調整として財政調整基金と減債基金を合わせ10億7,205万7,000円を計上。政策企画課では、複合施設の整備に向け、前年度に引き続き設計業務、建設工事に係る入札準備などのため9,025万4,000円を計上。税務課、収納推進課では、個人町民税現年課税分20億200万円、法人町民税現年課税分1億200万円、固定資産税現年課税分15億7,100万円、個人町民税滞納繰越分577万5,000円、固定資産税滞納繰越分289万2,000円などを計上。住民福祉部高田保育所では、学ぶ保育士等応援事業参加謝礼として1人2万円、32人分64万円を計上。こども政策課では、第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託料309万1,000円を計上。福祉課では、高齢者の外出機会や健康づくりのため70歳以上を対象に助成金1,832万8,000円を計上。住民環境課では、脱炭素化を図ることを目的とし、省エネ住宅建築、太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助金として1,740万円を計上。健康保険部健康保険課では、国民健康保険事業安定運営のため特別会計繰出金2億2,659万2,000円を計上。介護保険課では、介護保険事業の運営のため特別会計繰出金4億7,130万7,000円を計上。会計課では、指定金融機関である十八親和銀行派出所の人件費相当分として派出事務手数料165万円を計上。議事課、監査事務局では、議事課では、議員報酬16人分などを計上。監査事務局では、監査委員報酬2名分などを計上。以上の説明がありました。主な質疑として、企画財政部財政課では、臨時財政対策債が前年度と比較して減額されているがなぜかに対し、令和6年度の国の地方財政計画では前年度比マイナス54.3%の見込み。それに基づき減額となっているとの答弁でした。次に、政策企画課におきましては、質疑として、複合施設整備費の中の立木伐採搬出業務委託料の内容は何かに対し、長与町産の木材を複合施設の整備事業に活用したいと考えている。岡郷に活用できそうな町有林があり、その木材の切り出しと運搬に係る経費である。主に備品として机や書棚の側板など利用者の目に触れやすい場所に使うことで、町産材のPR効果も狙った活用をしたいとの答弁でした。次に税務課、収納推進課におきましては、定額減税は報道によると6月ぐらいに実施されるということだが本町はどうかの質疑に対し、6月ぐらいから動き出す予定。発送等も含め7月下旬から8月上旬ぐらいで検討しているとの答弁でした。次に総務部総務課におきましては、LGBTの研修で性的マイノリティに対し理解を深めるということは、これまでもしてきたと思う。その結果どのような効果があったのかに対し、今年1月に長崎市で同様の研修が開催され参加した。LGBTの基礎知識、カミングアウト、アウトティング、学生の進路選択などへ

の迷いなど、身近に実践できることは何かを考える有意義な研修になったとの答弁でした。秘書広報課では、印刷製本費は紙の値段等が値上がり増額されている。紙の質を落とすなど増額を抑える検討は行ったのかに対し、各担当部署と協議しながら載せる情報を精査したい。伝えるべきことは伝えるがあえて載せなくてもいい情報も散見される。そこを整理しページ数をスリム化する。また、自治会配布の負担を考え、紙の重さを抑えることも考えているとの答弁でした。次に情報政策課におきましては、ペーパーレス化は進んでいるのかの質疑に対し、コピー用紙の枚数は毎年確実に減っている。令和4年度の前年同月比で23万1,000枚の削減ができているとの答弁でした。地域安全課におきましては、交通安全対策工事費の内容は何かに対し、自治会からの要望で一時停止を促す停止指導線、路面上に減速を促す文言、交通安全などの啓発の路面標示に係る費用であるとの答弁でした。次に契約管財課におきましては、嬉里駐車場の機械化は考えないのかに対し、施設個別計画等では2044年までの20年間、長寿命化をしながら使っていくことになっている。かなり古い建物のため判断のつきにくいところもあるが20年もつという考えのもと、機械化の方法、時間駐車、定期駐車のリバランスをどうするかという点など検討を進めているとの答弁でした。次に、住民福祉部では、高田保育所におきましては、副食費に関しては民間の保育所と比較し差はないのかに対し、副食費の徴収の金額については、町内一律で同じ金額である。しかし、1食当たりの単価は差が出ているようであるとの答弁でした。次に、こども政策課におきましては、児童虐待の状況はどうなっているのか。介入することで効果はどうかに対し、今年度把握しているのは229ケースになる。毎月定期的に関係機関と情報共有をし、支援が必要な場合には家庭訪問や児童相談所と連携をしている。児童虐待防止専門員に関しては、把握したケース以外にも各学校や保育所等に訪問に行くなど、必ず年に2回は定期的に訪問しているとの答弁でした。次に福祉課では高齢者交通費・健康づくり助成金の助成内容は定期的に見直しはあるのかに対し、6年度の助成金の交換はがきを送る際、はがきの中に現在の選択肢以外に何か必要なものがないか簡単なアンケートを入れたものを送り、集計し検討する予定との答弁でした。住民環境課では、脱炭素化重点対策加速化事業補助金の補助件数や上限はあるのかに対し、ZEH住宅は2件、ZEH+住宅は6件、太陽光発電設備、蓄電池については設置するキロワット数で変わってくるが、おおむね10件程度を想定している。なお、太陽光発電設備と蓄電池はセットで、上限100万円までという設定を予定しているとの答弁でした。次に健康保険部では、健康保険課におきまして、モバイルスタンプラリーの内容は何かの質疑に対し、毎年秋にウォーキングイベントを1カ月間行っている。今回はみかんの無人販売所を巡り町内をウォーキングしてもらって、スタンプをモバイル上で集めるというイベントを計画しているとの答弁でした。介護保険課につきましては、特記すべき質疑はありませんでした。次に、会計課、議事課、監査事務局、こちらに関しても特記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号令和6年度長与町国民健康保険特別会計予算に関しまして報告を申し上げます。主な内容は、歳入歳出それぞれ44億7,904万3,000円、前年度比8.6%の増額。歳入の主なものは、国民健康保険税は7億3,485万3,000円、被保険者数の減少の影響により前年度より1,603万円の減額。歳入では、保険給付費等交付金33億9,487万6,000円を計上。歳出では療養給付費27億1,255万円、一般被保険者数を6,969人と見込んでいる。また、40歳から74歳までを対象とした健康診査および保健指導については、特定健康診査受診予定者数2,550人、特定保健指導受診予定者数150人と見込み、5,060万8,000円を計上。以上の説明がありました。主な質疑として、令和6年度からの県の激変緩和措置がなくなり財政調整基金を充当することで、保険料の上昇を抑えていくと考えているのかに対し、基金を活用するがこのままではいずれなくなる。保険料を上げることも今後考えながら予定しているとの答弁でした。慎重に審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に関して、報告を申し上げます。歳入歳出それぞれ7億3,071万4,000円、前年度比15.9%の増額。歳入では、後期高齢者医療保険料が、被保険者数の増加と2年に1回の保険料の引き上げにより4,756万3,000円を増額。歳出では、後期高齢者医療広域連合への支払い分として7億2,242万9,000円を計上。以上の説明がありました。主な質疑としては、特記すべきものはありませんでした。慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号令和6年度長与町介護保険特別会計予算について報告を申し上げます。主な内容として、保険事業勘定の総額は、歳入歳出それぞれ32億966万4,000円、介護サービス事業勘定の総額は、歳入歳出それぞれ2,798万8,000円。前年度と比較し、保険事業勘定が3億1,665万7,000円、10.9%の増額。介護サービス事業勘定が19万円、0.7%の増額である。以上の説明がありました。主な質疑として、通所型サービスC事業委託料の内容は何か、また、効果をどのように考えているのかに対し、多様なサービスとして通所型サービスC事業、短期集中予防サービスを現在計画している。認知機能および運動器の機能低下に対して短期集中的に5カ月間にトレーニングすることで、生活機能の維持向上を図ることを目的としている。軽度の方が対象で、悪化防止などの改善を目指すものであるとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第23号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○8番（中村美穂議員）

議案第23号令和6年度長与町一般会計予算産業文教常任委員会分割付託分の提案理由、主な内容は、建設産業部産業振興課では、中山間地域等直接支払交付金1,153万6,000円は、木場、大越、塩床、馬込一本松の4地区における耕作放棄地発生防止対策分。新規就農者育成総合対策事業補助金1,950万円は4人に対して支給予定。ふるさと長与応援寄附金を令和4年度決算額から1億5,000万円と想定し、必要な経費を計上。長与・時津シルバー人材センターの運営補助金として945万2,000円。長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金320万円は、イノシシ、アナグマ等に対する捕獲事業および狩猟免許取得に対する町単独の補助で、昨年度多くの相談があり増額計上。長与町工場等設置奨励金3,929万6,000円は、令和3年5月に開業した事業者が対象。土木管理課では、町道等維持補修工事費1億7,000万円は、昨年度からの継続事業で吉無田女ノ都線の舗装補修工事、新規事業の町道3工区19号線他1線のり面維持工事などを予定。町道新設工事費5,343万円は、町道柳田椿林線道路新設工事を予定。公園緑地管理費の測量設計委託料1,300万円は、中尾城公園の設計業務委託を予定。工事請負費9,622万円は、通常の維持工事と長寿命化対策事業としてアヴィス公園の遊具更新工事、道ノ尾街区公園および平尾公園の新設工事を予定。都市計画課では、下水道施設事業費負担金3,540万円は、高田南土地区画整理事業の施行区域内において長崎市が施工する污水管布設工事に対する負担金。急傾斜対策工事費3,500万円は、令和4年度からの嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策工事費。土地区画整理費の繰出金10億5,271万円は、長与町土地区画整理事業特別会計への繰出金。教育委員会教育総務課、学校教育課では、GIGAスクール運営支援センター委託料小学校531万4,000円、中学校318万9,000円は、ヘルプデスクの運営やネットワークトラブル等の対応、教員のICT研修など。電算機器借上料小学校355万7,000円、中学校149万6,000円は、電子黒板小学校93台分、中学校39台分。LED照明賃借料280万円は、長与小学校の照明をLED照明器具へ更新するもの。校舎整備工事費小学校570万円は、洗切小、北小のトイレ洋式化工事、中学校587万4,000円は、長与中、第二中の特別教室のLED化工事と長与中、高田中のトイレ洋式化工事。学校給食費の賄材料費2億550万円は、小学校児童および学校関係者2,642名掛ける月額4,650円掛ける11カ月分、中学校生徒および学校関係者1,211名掛ける月額

5,282円掛ける11カ月分の食材費を計上。雑入の学校給食食材費負担金を充当する。生涯学習課では、公民館費の修繕料129万7,000円は、長与町公民館和室の畳補修、高田地区公民館図書室の多目的トイレの便座交換や、上長与地区公民館の熱感知器取り替え等。工事請負費119万4,000円は、上長与地区公民館の和室空調工事や高田地区公民館の男子トイレ洋式化工事などを計上。文化施設管理費の電気使用料1,145万9,000円は、電気調達方法変更による仕入れ方法が不調に終わり通常の状態での電気料となり大幅な増額。保健体育総務費の地域スポーツ活動推進事業委託料1,100万円は、休日部活動の地域移行について、学校教育課と共に生涯スポーツの一環として事業を継続していくもの。体育施設管理費の設計監理委託料331万2,000円は、武道館屋根改修工事設計委託料を計上。体育施設整備工事費147万9,000円は、体育館の壁面補修工事やテニス広場の時計設置工事を予定。農業委員会では、農地利用最適化交付金344万円は、農業委員や推進委員が農地利用の最適化に資する活動を行った場合の活動実績および成果に応じた委員報酬の加算分、および農業委員会事務局の経費の財源。農地集積・集約化対策費補助金85万2,000円は、農地利用状況調査に係る経費および農地台帳の整備に係る経費に充当するという説明がありました。主な質疑は、全ては報告いたしませんので報告書をご覧いただきたいと思うんですけども、産業振興課では、基盤整備事業は、岡地区の何箇所が整備され何人の生産者が利用を希望しているのか、また完成年度はいつかに対し、3地区で合わせて10.7ヘクタール、基盤整備完成後に新たな担い手が10人程度希望している。完成年度は令和10年を予定しているという答弁でした。土木管理課で、町道新設工事費の場所はに対し、組合施行の椿林土地区画整理事業の下の所から高田中学校の外周道路に接続する道路を予定している。中尾城公園の測量設計委託料の内容はに対し、中尾城公園の草スキーなどの劣化に伴う遊具更新と、スパイラルスライダーの撤去に係る設計委託料という答弁でした。都市計画課では、急傾斜対策工事費3,500万円は継続事業だが今後の予定はに対し、令和5年度から7年度まで対策工事を行う予定という答弁でした。教育委員会教育総務課、学校教育課では、あたらしい学校づくり検討委員会を新たに立ち上げて義務教育学校制度の検討をするのはなぜかに対し、いろんな立場から意見を頂きながら、義務教育学校制度を含めた義務教育制度の在り方について研究を進めていくためという答弁でした。給食共同調理場の真空冷却機導入について機器はどれくらいもつのかに対し、30年近く稼働していたものが壊れて更新する。メーカー推奨の耐用年数はそれより短いと思うが、財政面も含め相当期間使っていきたいという答弁でした。生涯学習課では、新図書館整備計画検討委員会は閉じられたのではないかに対し、検討委員会は閉じていない。6年度も予定しているという答弁でした。農業委員会では、農地利用状況調査の後、耕作放棄地などがあった場合の対応はに対し、農地調査の後意向調査を行い、貸したい、売りたいという情報を得た後、産業振興課と協議をしてつなげていくという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして議案第27号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の提案理由、主な内容は、令和6年度の予算総額は歳入歳出それぞれ14億7,590万円。歳入の主なものは国庫補助金3億3,954万6,000円、県補助金8,164万円、一般会計繰入金10億5,271万円、繰越金200万円。歳出は高田南土地区画整理事業に係る長崎県への事業委託料として14億6,675万円。内訳として工事費11億6,750万円、測量試験費2億1,400万円、補償費5,500万円、その他として3,025万円という説明がありました。主な質疑といたしまして、保留地の処分はどれくらいになるか把握しているかに対し、一般の宅地として販売を予定している分は約30宅地、5,500平米ほどになる。一括施工の最終年度になるが、物価高騰などで全体としてどの程度金額が上がったのかに対し、当初の一括施工の金額が約48億円で、今は52億円となっているという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして議案第28号令和6年度長与町水道事業会計予算の提案理由、主な内容は、令和6年度末の給水戸数を1万6,010戸、年間総給水量は352万8,985立方メートル、一日平均給水量は9,668立方メートルと見込み、主要な建設改良事業費として5,135万1,000円を計上。収益的収入では、水道事業収益7億9,162万5,000円を見込み、収益的支出では水道事業費用7億6,626万2,000円を予定。資本的収入では、1億6,202万9,000円を見込み、資本的支出では3億8,365万6,000円を予定。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填する予定という説明がありました。主な質疑といたしまして、能登半島地震でライフラインがなかなか復旧していないようだが、水道管の耐震性について本町の現状はどうかに対し、町内の水道施設も老朽化が進んでおり、更新を行う際には耐震化に適合するものを布設し管の更新および耐震化を計画的に行っているという答弁でした。新浄水場整備の基本設計の予算が入っているが今後のスケジュールはに対し、スケジュールとしては令和5年度から6年度にかけて基本設計、要求水準書の作成、6年度から7年度に事業者の選定、7年度から12年度まで詳細設計、建設工事、12年供用開始を目指している。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして議案第29号令和6年度長与町下水道事業会計予算の提案理由、主な内容は、令和6年度末の排水戸数を1万5,830戸、年間総排水量を338万299立方メートル、一日平均排水量を9,261立方メートルと見込み、建設改良事業費6億7,238万5,000円、このうち補助対象事業として5億2,650万円を計上。収益的収入では、下水道事業収益9億7,294万7,000円、収益的支出では、下水道事業費用の9億5,614万9,000円を予定。資本的収入では5億3,992万7,000円、資本的支出では8億5,482万6,000円を予定。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定

留保資金で補填する予定という説明がありました。主な質疑といたしまして、ストックマネジメント計画策定はどのようなものかに対し、第2期として令和7年度から11年度までの改築更新事業の5カ年計画を策定するという答弁でした。マンホールぶたの改築工事は6年度は67カ所予定されているが、町全体の個数と耐用年数はどれくらいかに対し、マンホール数は約8,200個、耐用年数は車道にあるものが15年、歩道にあるものは30年であるという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第23号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第23号について反対の立場から討論を行います。今年度のこの予算は骨格予算ではありますが、物価上昇を上回る所得、そして消費の拡大を国も地方も同時に行わなければならないと考えます。そういう点で令和6年度は物価の上昇を極力抑える施策、そして努力が問われていると思います。ちなみに今回介護保険料は中所得者世帯は据え置き、低所得者世帯は引き下げるとの方針が国から通知が来ております。一方、本町の学校給食食材費は、保護者負担の増加が予定されていると聞いております。食材費高騰と必要な栄養価を確保するためということではありますが、現在全国で食材費が高騰する中であって、給食費の無償化など住民負担軽減の努力がされております。全額無償化が無理だとしても、せめて物価高騰相当分だけでも町が補填し、学業にいそしんでいる子どもたちと家庭を応援すべきであったと考えます。また、学校図書室の司書の各校配置からこれを半減させるとのこともあるようであります。各自治体と同等になるということではありますが、町の誇れる独自施策が廃止、縮小されていっております。こうした教育委員会は、基本的に独自の財源を持っておりません。教育の町にふさわしく行政当局、財政課がしっかりとこうしたところに予算を付けなければならないと考えます。また、人権尊重の問題でも町の総合計画では人権の尊重を掲げ、特に性的マイノリティ

への理解促進が書かれております。しかし、少数者の人権問題で最重要課題と思われるパートナーシップ制度に向けた予算も計画も計上がされておりません。予算全体を見ますと当然評価できる施策もありますが、特にこの3点について住民の理解を得られないと考えますので、反対といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

4番、八木議員。

○4番（八木亮三議員）

私は議案第23号令和6年度長与町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。今回の令和6年度一般会計予算は、4月に行われる町長選挙の後に改選後の町長が政策を実現するための予算を除外した骨格予算ということで、予算額は147億6,970万円と5年度当初予算比で2.2%増となっております。行政運営に必要な経常的経費が中心となっており、定額減税分は交付金措置がなされるなど財源も安定しており、委員会審査の結果、歳入歳出ともにおおむね問題のないものと判断いたしました。特に確実に推進すべき事業としては、まず土木費、土地区画整理費の高田南土地区画整理事業への繰出金約10億5,200万円ですが、5年間の一括施工の最終年度ですので、適切に管理を行いながら工事執行残を確実に執行し、30年を超える町民の懸念事項を必ずや年度内に解消することを求めたいと思います。同じく懸念事項であります中尾城公園のスパイラルスライダーについてもようやく撤去が実施される方向であるとともに、同公園内の遊具更新に着手するということですので、今後さらに多くの人に親しまれる町のランドマークであり続けられるよう、その他の公園の分も含む公園整備工事予算が町民も納得する有効な形に活用されることを期待します。6年度から新たに始まる事業としての脱炭素化重点対策加速化事業としての省エネ住宅建築等への補助金がありますが、本町はゼロカーボンシティ宣言を行っているものの、いまだ町民への周知や啓発が不足している部分は否めませんので、県内他市町に先駆けた制度として住宅メーカー等にも周知し、県が獲得した補助金を十分に活用すると同時に、CO2削減の機運醸成にもつながるようにしていただきたいと思います。金額の大きい新たな予算として国による地方公共団体情報システム標準化のための関連予算として、電子計算費、使用料、委託料が総計で約2億円ほど計上されていますが、基幹業務システムからデータ取り込みが円滑になることで、迅速な町民向けサービスが可能となる必要な予算であり、予算書では全額が町の一般財源からの支出となっているようですが、情報政策課に確認したところ、今後国から100%交付措置が決定しているということで問題ないものと考えます。1点懸念いたしますのは、駐車場管理費委託料約540万円、こちらは例年どおりの予算計上ですが、常時1名の高齢者を雇用するために、このコストをかけるよりも機械化によってコストを削減し24時間化し、料金収入を増やせるのではないかという指摘が複数の議員からもあっておりますので、最小の経費で最大の効果を上げるべき地方

自治体の在り方に鑑み速やかに再検討を行っていただき、必要であれば年度の途中でも改善することを望みます。最後に議会費として先ほど反対いたしました議員報酬増額を反映した議員報酬が計上されており、増額に反対であればこの予算計上については反対すべきかもしれませんが、議案第5号は先ほど可決されており執行が確定していることも踏まえ、他の経常的経費の确实速やかな執行のためには、本当初予算は承認すべきものと考えます。その他の予算につきましても委員会審査によって詳細に審査いたしましたが、不必要なものは見受けられませんでしたので、以上をもって賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第23号令和6年度長与町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第24号令和6年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第25号について反対の立場から討論を行います。後期高齢者医療は、県の構成市町で、広域連合で運営されております。住民が75歳に到達すると、従来の医療保険制度から脱退させこの制度に加入することになります。高齢者が増えるほど、それに伴い医療費が増えるほど、保険料が高くなり続ける制度設計となっております。何の瑕疵もない住民が健康で長生きすると、数年ごとに保険料が引き上げられてしまう制度のこの問題点を国に訴え、国庫負担を抜本的に増額することを強く求めるとともに、広域連合でも約90億円の積み上がっている財政調整基金や約30億円の財政安定化基金を、

高齢者の負担を極力抑えるために充てることを求めるなど、町としてできることはあると考えます。該当する高齢者は戦後の荒廃から国土と郷土の復興を成し遂げ、今日私たちがこうして平和に生活ができる経済的土台を築き上げた方々であります。健康で長生きする人が増えるほど保険料を重くする制度は高齢者に厳し過ぎるため、この制度の見直しは必要であります。以上の理由から本議案に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

私は議案第25号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。本予算は、歳入歳出ともに7億3,071万4,000円、前年度比15.9%の増となっております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億9,479万8,000円ならびに繰入金の1億3,468万2,000円となっております。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の7億2,242万9,000円、保険料と繰入金の増額分が後期高齢者医療広域連合納付金の増額分にほぼ相当しているという状況です。厚生労働省によりますと2022年に医療機関に支払われた医療費、これは46兆円に上っております。前年比1.8兆円の増、パーセントにすると4%の増で過去最高となっております。75歳以上の後期高齢者の医療費もさらに18兆円を超え、これも過去最高ということになっております。本町の後期高齢者も本年度で6,110人、前年度比300人増ともなっております。毎年増加の一途をたどっているということでありませぬ。令和6年度から保険料の算定について見直しが行われます。内容としましたら後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。少子高齢化を一体化と考えた考え方からであろうかと思われませぬ。内容の2つ目に現役世代の負担の上昇を抑えるため、後期高齢者医療における高齢者の保険料の負担割合が見直されます。この広域連合が出してるこのパンフレットの中の医療給付金の負担割合が若い世代4割、それに対して高齢者の保険料1割というこの負担の割合を見直すということではないでしょうか。このように今年保険料が均等割で4万9,400円から5万2,400円、約6%の増ということです。それから所得割についても9.03%が10.31%にということで、これも1.28%の増ということですが、私はこれは一定理解できる範囲内ではないかと考えております。このように75歳後期高齢者の方々が安心して医療を受けられるように、町民全体で支え合い持続可能な医療制度を反映しての予算であることを是としまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めませぬ。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第25号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番(堤理志議員)

私は議案第26号について反対の立場から討論を行います。この予算は第9期介護保険事業計画に基づく予算編成となっております。保険料については低所得者の部分で引き下げが行われております。しかし、施設への入所を希望する方が、なかなか入れない状況が増加する可能性が高い計画と予算となっております。事業計画策定時の意向調査によりますと、自宅で介護を受けたいと希望する方の割合が高いとの結果が出ております。これは住み慣れた自宅で過ごしたいという当然の希望であります。しかし、私が住民と対話する中で知り得たものは、自宅で過ごしたいが、いわゆる老老介護や認知症が進行しつつある単身高齢者を自宅に置いておくわけにはいなくなり、やむなく仕事を退職し介護に当たっている方々の心理的、経済的負担の問題です。この深刻さであります。介護保険制度が始まった当初、このような方を救済する制度であると説明がなされてきました。しかし、要支援、要介護が増えるごとに保険料や支援、認定の基準に変更が加えられてきました。施設入所型サービスを増やせないのは、それが保険料の増加として住民にはね返ってくる状況があるということは認識をしております。介護保険制度は町の運営上の問題というより、利用者が増えても国庫負担割合を必要に応じて増やさないことが最大の要因であると思います。被保険者は利用の制限か、もしくは保険料の値上げかの選択を余儀なくされてしまいます。町の努力だけでは難しいということは承知しておりますけれども、住民の置かれた実態に即した制度の改善、そして、県や国の予算拡充を町から強く働きかけることを求め討論いたします。

○議長(安藤克彦議員)

次に、賛成討論はありませんか。

2番、藤田議員。

○2番(藤田明美議員)

私は議案第26号について、賛成の立場で討論させていただきます。団塊の世代が75歳以上となる令和7年を間もなく迎えます。75歳以上の人口はしばらくピークが続く、介護ニーズがより高い85歳以上の人口は、令和17年頃までそれを上回る勢いで増加傾向が見込まれています。確かに国の介護保険制度は、例えば介護保険財源の不足、

介護現場における労働力不足などの制約条件がある中で、多様性、複雑化するニーズに対応していかなければならないことにより、介護保険料が高くなっているなどの課題があることは理解できます。しかし、本町は課題克服のために長与町第10次総合計画との整合性を保ちつつ、令和6年から8年にわたり第9期介護保険事業計画に沿って、「ふれあいにあふれ、いきいきと健やかに暮らせるまち ながよ」を基本理念に上げ、次の3つを目標設定しています。目標1、長与町の特性にあわせた地域包括ケアシステムの深化・推進。これによりその基礎として高齢者の健康づくりを支援、介護予防の推進をするものです。目標2、世代をこえた支え合いと一人ひとりの安心・生きがいづくりの推進。これは高齢者の社会参加の推進や地域生活の支援、相談体制の充実に取り組むものです。目標3、適切な介護保険サービスの提供と質の向上。これは介護者へ寄り添う支援、介護人材の確保、育成、必要な介護サービスが適正に提供されるように取り組むものです。以上を踏まえた計画をし、目標実現のために予算編成をしていると考えます。そして、介護が必要な方、認知症かもしれないと思われる方々の早期発見、早期対応、また支援を必要とされる方の意思が尊重され、介護が必要となっても介護保険サービスをはじめ適切なサービスを利用でき、自分らしく安心して暮らせることができる長与町になることを期待し、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第26号令和6年度長与町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時58分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

議案第27号に対して反対の立場から討論を行います。本事業は昭和61年から開始され大幅な変更が繰り返され、予算規模も工事期間も増大してきました。以前の長崎新

聞にまちづくりのかせとの表題で、本町の区画整理事業の状況がまちづくりのボトルネックとなっているとの問題意識を持って報道がされました。本町は類似団体と比較して財政力と自主財源が高いにも関わらず、近年さまざまな行政サービス、住民福祉の増進が難しい状況にあると感じますが、その要因として本事業への予算投入が少なからず影響を与えていると考えます。本事業は当該地域以外のまちづくり、住民福祉の財政を圧迫し続けてきた側面があると考えます。以上の理由で本事業の問題点を指摘し、反対の討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

1番、堀議員。

○1番（堀真議員）

議案第27号について賛成の立場から討論いたします。高田南土地区画整理事業は今年で30数年、整理事業が昭和61年度から始まり、今年で30数年が過ぎようとしております。総事業費は331億円という費用が計上され事業を進めてきましたが、令和2年度から着手した一括施工については、令和6年度が最終年度となり本事業もいよいよ大詰めを迎えるところまでできました。令和6年度の歳入歳出予算は、それぞれ14億7,590万円となっております。事業の進捗率は令和4年度末の事業費ベースでの進捗率が91.3%となっており、工事完成に向け宅地造成工事や道路築造工事、上下水道工事などが行われます。この事業は開始から既に30年以上経過しているにも関わらず、いまだに仮住居に移転したまま新たに造成される宅地の換地を待っている状況にあり、地権者はもちろんのこと地域住民からも早期完成を強く望まれております。令和6年度に予定どおり工事を完了させるには、補助金の確実な確保が必要であります。そのため補助金確保に町、県が一体となって最大限に努力していただくことをお願いし、また、工事が遅れることなく完了させていただくことを強く要望し、賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第27号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第25、議案第28号令和6年度長与町水道事業会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、議案第29号令和6年度長与町下水道事業会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、発議第1号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例を議題とします。

ただ今議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

竹中悟議員。

○13番(竹中悟議員)

それでは発議第1号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例案につきまして、提案理由を説明いたします。本条例案は、議員の職責及び議員への住民の信頼の確保に鑑み、長与町議会議員が町議会の会議等を長期欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものでございます。第1条では、本条例制定の趣旨を規定いたしています。第2条では、各文中に用いる町議会の会議等および長期欠席の用語について定義をしています。第3条第1項では、長期欠席をしたときの議員報酬の減額に関わる規定で、長期欠席の期間に応じた議員報酬の支給割合を定めています。また、第2項では、長期欠席期間の始期と終期による適用月を規定をしています。第4条では、長期欠席をしたときの期末手当の減額について、基準日の前6月以前の期間における長期欠席の期間に応じた支給額とすることとし、その支給割合が複数ある場合は、支給割合が低い方を適用するというようにしております。第5条では、適用除外とする要件について、第1号から第5号までを規定をしています。第6条では、委任事項を規定しています。なお、附則につきましては、公布の日から施行することとしております。以上が提案理由でございます。審議のほどよろしく願います。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

7番、浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

議長と私を除く13名の方が提案に賛成をもう既にされているようでございますが、内容を精査されて熟知された上での判断だと思っております。私1人反対ということで、勇気を持って討論をさせていただきます。発議第1号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例案について、反対の討論を行います。まず、第1条の趣旨により議員報酬の減額を行うということについては大いに賛成するところですが、今回出された条例案では現実的な運用ができないと思っております。減額的前提として第3条に、長期欠席の期間として、最初に会議を欠席した日からその日以降の最初に会議に出席した日までの期間と示されており、その期間が60日を超えた場合に支給減額の対象とするとされています。例えば今日の会議を休んで、途中2回目、3回目の会議を休んで、4回目の会議には出席するとした場合、その会議が60日以内で開催の場合、もしくは60日過ぎてから開催される場合で、報酬減額の対象となる、ならないが決まります。会議日程は、欠席者の意向で決めることはできません。会議がいつ開催されるかによって、減額処分が決定される可能性があります。極端な事例を想定して申しますと、会議を休んだ後60日間以上次の会議が開催されなければ、1日欠席しただけで60日を超える長期欠席者とみなされるという条例の組み立てです。議員報酬を減額するという重大な決定を行う根拠とするには、欠席日数の求め方に不備があると思っております。現状では長与町議会会議規則に議員が会議等を欠席する場合は、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届けなければならないとする欠席届の出し方が示されております。前段の例ですと、今日の会議を含めて2回目、3回目の会議を欠席して、3日間の欠席となります。規則に基づき正式な手続きで3日間の会議を欠席した人が60日を超えて開催された4回目の会議に出席したとき、あなたは60日間以上休んでいるので減額の対象にしますと通知されたとき、当人が納得できるのかと思っております。また、60日間以上休んだとする第3条の算定根拠が、重大なこの報酬の減額処分

を与える根拠として正当性を持つのかとの疑問も持っております。それから第3条の2項には、減額を行う月といつまで行うかが示されています。最初休んだ日から60日を超える日が月の初め頃になるのか、また月末付近になるのか、その後開催される会議が月内に行われるのか翌月になるのかによって、長期欠席日数が多い人、例えば80日間休んだとされる人が1カ月間の減額処分になったり、少ない人、例えば70日間休んだとされる人が2カ月間の減額処分になるという、欠席者の責任によるところではない、あってはならない矛盾を含んだ条文になっております。後の運用において減額処分を科す側、受ける側、双方で争いの元となる可能性を秘めた条文で重大な欠陥だと思います。また、長期欠席という対応にこだわってつくられているようですが、委員には会議に出席する義務が課されています。定例会など短期間に多く欠席を重ねる議員にも確実に減額処分が適用されるよう、条文をまとめるべきだと思っております。本条例案は、ほとんどの会議を欠席してたまに出席する。そういう人の報酬を減額するということには、全く使い物にならない条例案だと断言いたします。条例の制定については、交付してしまったら簡単に内容を変更できるようなものではありません。今回相当な時間をかけて本案を読み込み、想定される事項については議会事務局にも確認をとって慎重に判断をさせていただきました。このことを申し添えて反対といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

4番、八木議員。

○4番（八木亮三議員）

私は発議第1号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。先般、国会において2022年の参議院議員選挙で当選したガーシー議員が当選後1度も登院せず、約8カ月後に除名されるまで2,000万円を超える歳費が支払われたことに対し、多くの国民が怒りの声を上げたのは記憶に新しいところです。また、2020年に選挙違反で逮捕されながら翌年の有罪確定までの歳費が支払われ続けた別の参議院議員については、その後、返還請求住民訴訟へ発展するなど、欠席しても原則として報酬は支払われるというお手盛りとも言える議員報酬制度へ、国民、市民の目は、現在大変厳しいものとなっております。言うまでもなく報酬は仕事の対価であります。仕事、職責を果たさない人間に報酬が支払われることは、一般企業でも公務員でも基本的にはあり得ないことです。住民が議員に求めることは住民の代表として果たすべき職責を果たしているかどうかであります。個々の議員の活動や能力が十分、不十分であるを定量的に測ることは難しく、職責を果たしているかどうかを具体的、定量的に明確に測る方法は現実的に出席すべき会議等への出欠以外にないと思われまので、長期欠席をもって報酬を減額する規定は必要かつ妥当な制度であり、むしろ本町にこれまでこのような規定がなかったこと、そしていまでもって多くの自治体議会規定されていないことが不思議なほどです。長崎県内でも

同様の規定、条例を持つ市町はないと聞いておりますので、今後県内他市町が同様の規定を検討する際には、県内初となる本町のこの条例が参考とされる可能性は高いと思いますが、既に同様の条例を定めている県外の他自治体の条文を見ますと、長期欠席を90日以上と定め、減額の割合も20%から30%程度としている所が多い中、本条例案では、60日で長期欠席となること、それを超えると50%と大幅に減額した上、最終的には240日で支給をゼロとするなど、県内他市町のモデルケースとしても十分に厳しい、身内に甘くない内容となっていると思います。第5条の4において、故意ではないけがや病気による入院等は適用除外とすることについては、職責を果たさないのであればその理由が何であれ町民には関係ないという観点から、当初は私は適用除外とするべきではないと考えておりましたが、例えば何らかの重い持病や難病を持つ人が長与町議会議員選挙に立候補しようと思った場合、この除外規定がなければ当選後に長期に療養が必要となった場合を心配し、立候補自体をちゅうちょするというようなことも考えられますので、議員のなり手不足に拍車をかけないように、またどんな人でも立候補できる環境を整備し多様性を確保するためと考えると、除外規定としても適当であると判断いたしました。以上のことから、万が一にも本町議会に健康であるにも関わらず意図的に長期欠席を続けるような議員が現れた場合に備えるため、そして、そのような不正を許さない姿勢が本町議会にあるということを町内外に示すためにも、本条例は成立させるべきものと考え賛成いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成、反対、いずれでも結構です。討論はありませんか。

10番、金子議員。

○10番（金子恵議員）

発議第1号に賛成の立場で討論いたします。議員報酬は原則として議員が職務を執行することに対し支給されるべきものであり、職務を執行しない場合には支給すべきではないと思います。議員としての活動職務、そして行ったもののそれに値する分だけが報酬として支払われるべきです。報酬はもともと役務の対価としての性質を持ち、その役務の提供がなされない場合は、それに対して支給をしないということは当然と考えています。また、税金から報酬として出されている以上、今後適用されることがあるかは不明ですが、議員自身を律するという点でも議会独自で決めておく必要があります。議員は選挙で選ばれ住民から信任を受けています。その代表としての責務を果たすべきであり、長期欠席はその期待に応える責任を果たせないことを意味します。よって、報酬減額は議員にその責任を再認識させ、信頼性を高める手段となり得ると思っています。また、議員報酬は税金から支払われています。住民の税金を適正に活用するためには、長期欠席に対する報酬減額は必要です。議員の活動は住民が適切な対価を受け取るため当然の責務であることを心得ておくべきとも思います。いくら厳しい条例を作っても抜け道はあると言われます。しかし、まずはおのおのが責任感を持って活動することが前提

であると思います。総じて議員の長期欠席による報酬減額は住民の皆さまとの信頼を築き、公共の利益を守るために必要な措置と言えることから、本発議案に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、発議第1号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第29、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任をすることに決定いたしました。

次に、閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん大変お疲れさまでございました。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。去る3月5日に開会していただきました令和6年第1回長与町議会定例会も本日最終日を迎える運びとなりました。各議案につきまして慎重にご審議を賜りましたことを心よりお礼を申し上げます。また今回9名の議員の皆さま方から一般質問を頂き、町政の発展の立場からご指摘を賜りました。重ねて感謝を申し上げます。皆さまからのご指摘、ご指導、ご提案につきましては真摯に取り組み、町政のさらなる発展に努めてまいり所存でございます。ここで1点、例年報告させていただいております町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、お願いを申し上げます。現在予定されております令和6年度地方税法等の一部改正案は、国会において現在審議中であり、成立と同時に公布、施行される予定でございます。現時点におきまして関連する町税条例等の一部を改正する条例案を議会に提案できる状況にはございませんので、国会にて改正案成立後、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、次の議会におきましてご報告を申し上げ承認を賜りたいと思っております。現時点におきまして予定されております改正の内容を若干だけ申し上げます。個人住民税につきましては、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するための措置として、個人住民税の定額減税に伴う改正。固定資産税、都市計画税につきましては、土地の評価額等に対する課税標準額の割合の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等の適用期限を3年延長する改正等が行われる予定でございます。また、国民健康保険税につきましても、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただく予定としているところでございます。内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額引き上げ、および低所得世帯に対する支援として実施している保険税軽減措置の拡大でございます。今後も国会の動向を注視し、改正内容が明らかになり次第専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。さて、本定例会は私にとりまして、3期目の最後の定例会でございました。皆さまにはこの4年間、町政推進に当たり多くのご指導、ご支援を賜り心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。なお、4月に行われます町長選挙につきましては、12月の定例会におきまして出馬表明をさせていただきましたが、決意を新たに本町のさらなる発展に向け、力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。また、選挙期間中につきましては、職務の執行に支障がないよう副町長をその職務の代理といたしまして執行したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。朝夕は肌寒い日がございますが、日増しに暖かくなり春の訪れを感じられる季節となりました。議員各位におかれましては、新年度にかけて公私ともに何かとお忙しい時期かとは存じますが、健康には十分ご留意いただき引き続き本町の発展のためご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これにて会議を閉じます。

令和6年第1回長与町議会定例会を閉会します。

（閉会 13時39分）